

中学校部活動地域移行に係る 美浦村公認地域クラブ制度

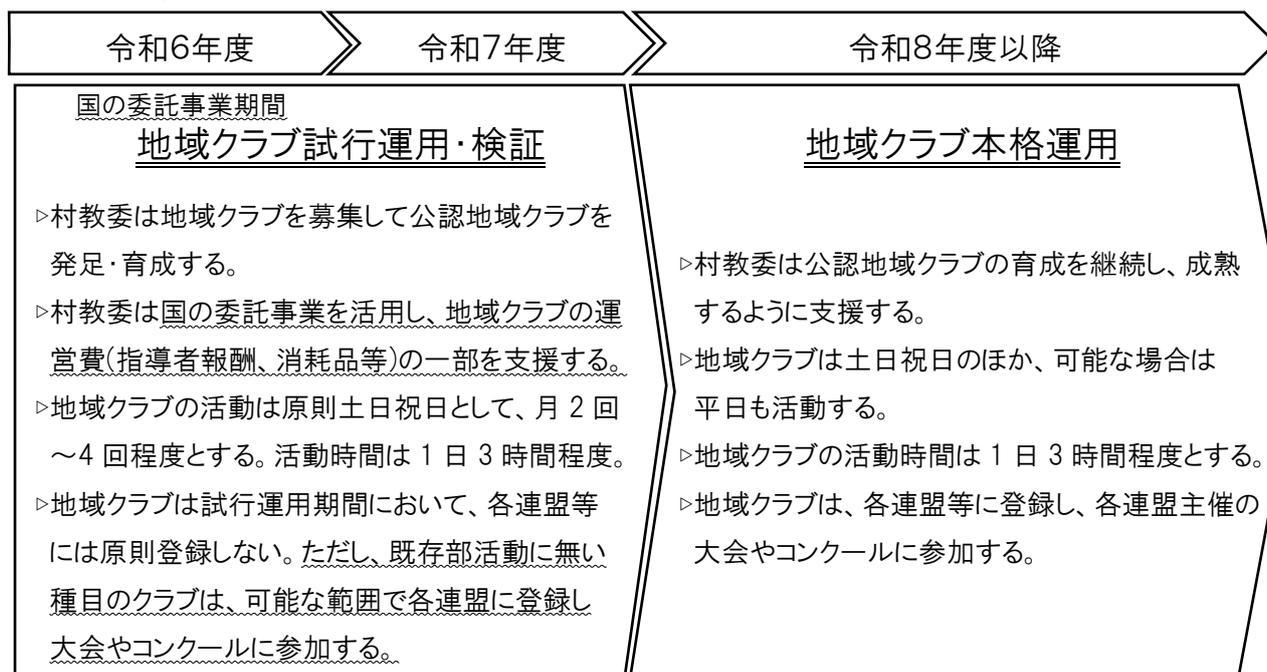
美浦村では、令和6年度から部活動の地域移行に係る国の委託事業を活用し、部活動を学校だけでなく、地域全体で支えていくことを目指し、部活動の地域移行に取り組んでいきます。

そこで、美浦村教育委員会が、独自に制度を設け、設定要件を満たした地域のスポーツクラブや文化団体等を公認地域クラブと位置付け、連携を図ることで、子どもたちの多様なスポーツや文化活動の機会を提供していくものです。

<公認地域クラブの位置付け>

	学校部活動	公認地域クラブ	クラブチーム(民間)
参加形態	学校単位	地域単位	自由選択
目的	・ <u>学校教育活動</u> の一環 ・学習意欲の向上、連帯感の涵養等	・ <u>社会教育活動</u> の一環 ・持続可能なスポーツ・文化活動の展開 ・専門的指導による技術向上	・ <u>営利</u> ・ <u>勝利至上主義</u> ・専門的指導による技術向上
費用	費用負担:小 公費+保護者会費	費用負担:中 受益者負担 2,000円~5,000円/月を想定	費用負担:大 受益者負担 1万~2万円程度/月が多い
指導者	教員が中心	スポーツ少年団等の地域人材	専門的なスキルを有する人材
指導資格	教員免許または競技経験者、指導経験者	競技経験者、指導経験者の中で中学生健全育成に努める者	各クラブ規定による

<ロードマップ>



◎公認地域クラブへの支援内容(令和6、7年)

- ・クラブ運営にかかる費用の一部を支援 ※指導者報酬(1,600円/時間)、消耗品購入代金など
- ・クラブ入会の募集案内や体験会等のチラシの作成支援及び配布
- ・社会教育施設や学校施設の利用に係る使用料の減免等(スポ少と同等扱い)
- ・村公式ホームページや村広報誌でクラブを紹介

◎認定要件等

【認定要件】 ※要綱第3条参照

- ①中学生が参加可能 ※近隣市町からの生徒も受入してください
※中学生のみのクラブにこだわらず、小学生や大人も所属していても問題ありません
- ②活動拠点が美浦村内 ※保護者の送迎の負担を軽減してください
- ③非営利目的
- ④複数の指導者や役員で構成 ※持続可能な運営を目指すため、複数の指導者と役員が必要
- ⑤規約等の整備
- ⑥指導者研修の受講 ※安全管理の徹底をお願いするため、指定する研修を受講願います

【審査】 ※上記の認定要件に該当するほか

- ①国の委託事業に係る必要書類(活動報告書、会計帳簿等)の作成及び提出が可能か
※国の監査の対象となるため、適正な会計処理が求められます
- ②受益者負担金を徴収する体制になっているか(クラブ名義の通帳が必須)
※令和8年度以降持続可能な運営をしていくため、部活動とは異なり、適切な受益者負担が必要

◎スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①公認地域クラブの認定申請 | 令和6年4月～ 随時 |
| ②参加生徒募集(チラシ作成配付) | 第1回募集 令和6年5月 以降 随時 |
| ※必要に応じて、生徒見学・体験会開催 | |
| ③生徒正式入会・活動開始 | 令和6年8月～ 随時 |

◎認定申請手続き ※要綱参照

申請書、認定要件確認書に必要事項を記入し、クラブの規約等の必要書類を添付して生涯学習課に提出してください。審査後、クラブの代表に認定又は不認定通知を交付します。

◎運営費用の請求手続き

クラブの運営委託料として、毎月、所定の請求書に金額等を記入して、生涯学習課に請求。村は請求金額を精査後、クラブ指定の口座に振り込みします。請求書の添付資料(請求金額の内訳)として、所定の①業務月報兼報酬受領書 ②消耗品等購入内訳書(領収書貼付)を提出してください。

なお、後払いとなりますので、一時立て替えをお願いします。また、消耗品等を購入する場合は、事前に生涯学習課まで購入の相談をお願いします。

<この件に関する問い合わせ先>

- ◇スポーツクラブに関すること……………生涯学習課 神田
 - ◆文化クラブに関すること……………生涯学習課 矢部
- TEL:029-885-4451 FAX:029-885-7015